

令和7年度玉城町中山間地域所得確保推進事業仕様書

1. 業務名

令和7年度第33号玉城町中山間地域所得確保推進事業委託業務

2. 目的

本業務は、農林水産省所管の中山間地域所得確保推進事業の一環として、玉城町の基幹産業である米作農業が抱える収益不安定性の課題に対処することを目的とする。具体的には、町の姉妹都市である沖縄県南城市という有望な市場への玉城町産米の新たな販路を構築・拡大し、国内一般市場の価格変動リスクから切り離された高付加価値な販売チャネルを確立することを目指す。

これにより、農業者の所得向上と経営の安定化を図り、農業の魅力向上、担い手確保、ひいては地域全体の持続可能性に貢献する。

なお、本業務は国の事業計画に基づくものであり、重要業績評価指標（KPI）は下表のとおりとする。受注者はKPIの達成を常に念頭に置き、事業を推進するものとする。

<本業務の重要業績評価指標（KPI）>

本事業への協力農業者の町外向け米販売額 10%以上の増加（投入コストを考慮した上、所得額の増加割合を10%以上増加）

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4. 契約上限額

5,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

本業務において、受注者は以下の内容からなる支援業務を行う。なお、各調査・検討の実務（ヒアリング対象者のアポイント調整、会議の設営、生産者への情報展開等）については、事業主体である玉城町が主体的に実施し、受注者はその円滑な実施を支援するものとする。また、各業務において議事録・報告書等を作成し、町の担当課へ提出すること。

① 沖縄県南城市等において、玉城町産米の販売ハブ拠点となる事業所の確立とマーケット調査の実施

南城市等において、玉城町産米の販売情報を集約し、物流の中心地となる事業所の確立や、主要な販売者（小売店・飲食店等）へのヒアリングや競合商品の調査等、市場ニーズを把握するための調査設計、及び調査結果の分析・整理をする。

② 玉城町内において、玉城町産米を南城市等へ販売するための販売ハブ拠点となる事業所の確立と玉城町産米の生産者動向調査支援

玉城町において、玉城町産米を南城市等へ売するための販売情報を集約し、物流の中心地となる事業所の確立や玉城町産米生産農家へ米の生産販売調査・結果の分析・整理をする。

③ 物流コストの調査支援

玉城町から南城市等へ米の輸送をする場合の様々な面から最良の方法を調査し調査結果の妥当性を検証する。

④ 沖縄県南城市等において玉城町産米の販路調査を行う。

⑤ 生産・販売戦略の検討報告書の作成・所得確保計画の策定及び実践をする

南城市等市場におけるターゲット顧客を定め、製品・価格・流通・プロモーションの基本方針をまとめた販売戦略骨子と、簡易な事業収支モデルを整理しまとめる。

調査結果を勘案し、生産から流通、販売までのサプライチェーンを概観した所得確保計画の策定をする。また、策定した計画に基づき対象事業所において、町が実施する南城市等への販売活動について、専門的知見から助言を行う。

6. 業務の実施体制

受注者は、町と緊密に連携を取りながら、業務を進めることとする。

7. 打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、担当課（担当者）との連絡を密にするように努め、十分な協議を行い本業務が効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。打合せ後は打合せ記録（軽微な打合せを含む）を作成し、7日以内にすみやかに担当課に提出すること。

また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。

（想定回数）

・打合せは月1回程度（オンライン可、軽微な打合せは除く）

8. 成果品及び納入場所

成果品：業務報告書（紙媒体2部、電子媒体1部）

納入場所：玉城町役場 担当課

9. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受注者が「玉城町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定による措置を受けたときは、契約を解除することがある。

10. 暴力団等による不当介入を受けた時の対応と義務

(1) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否する。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において暴力団等による不当介入を受けたことにより支障及び被害が生じる恐れがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 発注者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、玉城町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により必要な措置を講じる。

11. その他

(ア) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じた際には、双方協議の上決定する。

(イ) 受注者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(ウ) 受注者は、業務上知り得た情報について、許可なく外部に漏らしてはならない。

(エ) 本事業の性質上、受注者は玉城町における農産物の販売経験が3年以上あり、かつ他社へのコンサルティング業務経験を有している者とする。